

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考	
R4.3.1	契約解除	変更前	営業所	617700	岩水簡易郵便局	○	愛媛県南宇和郡愛南町岩水126	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4.3.21	契約解除	変更前	営業所	477140	調月簡易郵便局	○	和歌山県紀の川市桃山町調月1053-5	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4.4.1	契約解除	変更前	営業所	067240	志戸崎簡易郵便局	○	茨城県かすみがうら市坂895-5	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4.4.1	住居表示変更	変更前	郵便局	221210	榑田郵便局	-	三重県松阪市豊原町西町1188	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	221210	榑田郵便局	-	三重県松阪市豊原町1188	○	○	○	○	○	○	-
R4.4.1	住居表示変更	変更前	郵便局	222810	松阪垣鼻郵便局	-	三重県松阪市垣鼻町荒木1821-24	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	222810	松阪垣鼻郵便局	-	三重県松阪市垣鼻町1821-24	○	○	○	○	○	○	-
R4.4.1	住居表示変更	変更前	郵便局	223350	松阪清生郵便局	-	三重県松阪市清生町茶白山492-16	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	223350	松阪清生郵便局	-	三重県松阪市清生町492-16	○	○	○	○	○	○	-
R4.4.1	業務変更	変更前	郵便局	317220	三室簡易郵便局	○	石川県七尾市三室町56部10	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	営業所	317220	三室簡易郵便局	○	石川県七尾市三室町56部10	○	○	○	×	○	○	-
R4.4.1	業務変更	変更前	郵便局	317390	伊久留簡易郵便局	○	石川県七尾市伊久留町ウ部33-2	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	営業所	317390	伊久留簡易郵便局	○	石川県七尾市伊久留町ウ部33-2	○	○	○	×	○	○	-
R4.4.1	契約解除	変更前	営業所	457890	田原本宮森簡易郵便局	○	奈良県磯城郡田原本町宮森321	-	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.4.1	業務変更	変更前	郵便局	518210	広島相田簡易郵便局	○	広島県広島市安佐南区相田4-2-24	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	営業所	518210	広島相田簡易郵便局	○	広島県広島市安佐南区相田4-2-24	-	○	○	×	○	○	-
R4.4.1	契約解除	変更前	営業所	537600	上來原簡易郵便局	○	島根県浜田市金城町上來原441番地内第2地	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.4.1	契約解除	変更前	営業所	537660	四本松簡易郵便局	○	島根県鹿足郡津和野町山下349-1	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R4.4.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	627250	西井川簡易郵便局	○	徳島県三好市井川町八幡85-1	○	○	○	×	○	○	-

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R4.4.12	移転	変更前	郵便局	821730	福島栄町郵便局	-	福島県福島市栄町10-2	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	821730	福島栄町郵便局	-	福島県福島市大町4-4	-	○	○	○	○	○	-
R4.4.15	移転・改称・再開	変更前	郵便局	033210	大宮区役所内郵便局	-	埼玉県さいたま市大宮区大門町3-1	-	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	033210	大宮大門町郵便局	-	埼玉県さいたま市大宮区大門町2-118	-	○	○	○	○	○	-
R4.4.18	移転	変更前	郵便局	621120	佐那河内郵便局	-	徳島県名東郡佐那河内村下高樋41-6	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	621120	佐那河内郵便局	-	徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31	○	○	○	○	○	○	-
R4.4.18	移転	変更前	郵便局	830180	陸前高田郵便局	-	岩手県陸前高田市高田町鳴石50-21	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	830180	陸前高田郵便局	-	岩手県陸前高田市高田町字馬場前300-1	○	○	○	○	○	○	-
R4.4.18	廃止	変更前	営業所	830180a	陸前高田郵便局郵便分室	-	岩手県陸前高田市高田町馬場前45-2	○	○	×	×	×	×	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4.4.18	移転	変更前	郵便局	940530	函館桔梗郵便局	-	北海道函館市桔梗3-25-3	○	○	○	○	○	○	-
		変更後	郵便局	940530	函館桔梗郵便局	-	北海道函館市桔梗3-28-1	○	○	○	○	○	○	-
R4.4.25	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	営業所	477330	長野簡易郵便局	○	和歌山県田辺市長野1148-9	○	○	○	×	○	○	-
R4.4.29	契約解除	変更前	営業所	617380	下泊簡易郵便局	○	愛媛県西予市三瓶町下泊690-2	○	○	○	×	○	○	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。